日 野 市 少 年 軟 式 野 球 連 盟 規 約

(昭和49年12月1日制定)
(昭和50年1月1日改正)
(昭和51年1月1日改正)
(昭和52年1月1日改正)
(昭和53年1月1日改正)
(昭和53年8月1日改正)
(昭和54年1月1日改正)
(昭和57年1月1日改正)
(平成　7年1月1日改正)
(平成23年1月1日改正)
(平成29年1月1日改正)
(平成31年1月1日改正)
(令和　2年1月1日改正)
(令和　4年1月1日改正)
(令和　6年1月28日改正)

第1章　総　　則

第１条　本連盟は、日野市少年軟式野球連盟（略称、少軟連）と称し、東京都軟式野球連盟日野支部の小学校年齢層及び中学校年齢層のチームの統轄をする。

第２条　本連盟の事務所は、日野市教育委員会事務局内に置く。

第2章　目的及び事業

第３条　本連盟は、日野市内で編成された少年野球チームを統轄し、少年野球の交流発展に寄与し、併せて少年の健全な育成、体位向上及び親善を図ることを目的とする。

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

第１項　各種少年野球大会の企画、実施

第２項　所属クラブの連絡、指導及び助成

第３項　少年野球技術向上のための講習会等の開催

第４項　野球用具の資材の研究調査

第５項　その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章　組　　織

第５条　本連盟は、前章の主旨に賛同し、なおかつ、第 10 条及び第 11 条の規定に従い、連盟に登録し、所定の登録費を納入したクラブをもって組織する。

第６条　本連盟は、全日本軟式野球連盟及び東京都軟式野球連盟傘下の組織として、その活動は、すべて上部団体の規約、約款、指導に基づくものとする。

第７条　各クラブは、日野市少年軟式野球連盟の傘下に置かれ、総会、理事会等の決議、その他申し合せ事項を厳守し、連盟の健全なる発展のために尽力しなければならない。また、連盟の名誉を汚す等の言動は厳に慎まなくてはならない。

第８条　日野市少年軟式野球連盟に次の地区を置き、各地区は代表者１名を選出する。

三七東小地区

西部･中央地区

南部地区

東部地区

教育リーグ（少年部）

組 織 図

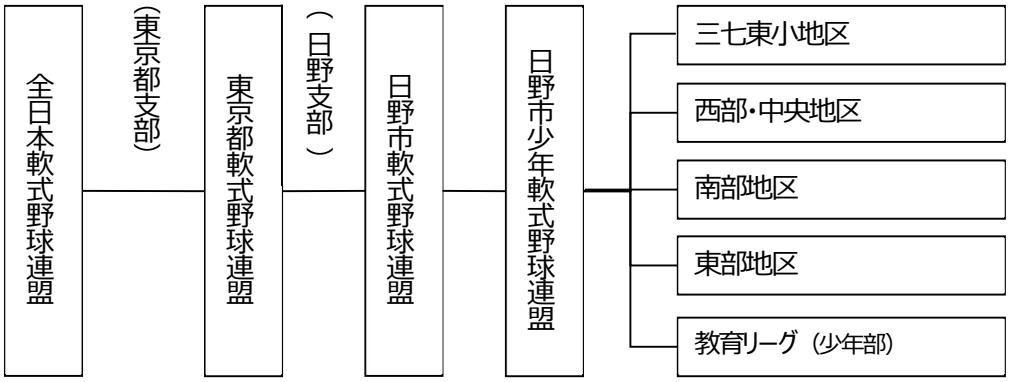

第９条　各地区は、少軟連主催または主管、後援等の行事に支障のない限りにおいて、地区大会を開催することができる。なお、その開催要綱、予定及び結果を連盟事務局に報告するものとする。

第４章　選手資格及び年間登録

第 10 条　本連盟に年間登録される選手は、第３条の規定された者で、心身堅固にして他の模範となる野球愛好の児童・少年とする。

第１項　各クラブは、毎年指定された日までに所属選手の年間登録を行い、チームの編成は年間登録された選手によって行う。

第２項　年間登録選手を追加する場合は、各大会抽選日に事務局まで申し出た上、指定の用紙を提出することとする。

第３項　年間登録される選手は、次の部別とする。

(1) 学童部（小学生）

(2) 少年部（中学生）

第 11 条　第１項　クラブ登録は、毎年、定期総会開催日に行う。

第２項　同一クラブよりの同一部会へのチーム登録は、複数可とする。

第３項　１チームの年間登録選手は、10 名以上とする。

第４項　同一選手は２チームに渡って登録できない。

なお、大会運営上、支障をきたす為、監督、コーチの重複登録も認めない。

第５項　登録するクラブは、連盟所定の登録用紙に所定事項を記入の上、連盟事務局へ提出する。

第６項　登録されたメンバーに変更がある場合は、所定の変更登録用紙に所定事項を記入の上、所定の期日までに変更登録を完了せねばならない。

（所定の期日とは、別に定めない限り、各大会の組合せ抽選日当日までとする。）

第７項　第３項に該当しないクラブは、その旨を理事会に申し入れ、理事会の承認を得る。

第８項　選手の移籍に関しては、両クラブの代表者の承認を必要とする。

第 12 条　第１項　登録するクラブは、所定の登録費を納入しなければならない。

登録費納入をもって登録の完了と認める。

第２項　新規加入クラブは、連盟所定の申込書とともに新規加入金を納入しなければならない。また、既加入のクラブも１年以上チーム登録をしない場合は、新規加入クラブとして取り扱う。

第３項　連盟登録費、新規加入金は、別途に定める。

第４項　クラブの名称を変更する場合は、理事会に報告し、総会の承認を得なければならない。

第5章　役　　員

第 13 条　本連盟には、次の役員を置く。

(1) 会長　１名

(2) 副会長

(3) 理事長

(4) 事務局長

(5) 理事

(6) 正・副審判部長

第 14 条　会長は総会で選出する。会長は副会長を指名推薦する。

第 15 条　本連盟には審判部を置き、審判部は審判部長１名を推薦し、会長の承認を得る。

審判部長は副審判部長を推薦し、ともに理事の資格を有する。

第 16 条　各地区代表が理事を兼ね、全理事の中から理事長１名を推薦し、会長の承認を得る。

理事会は、事務局長の参加を得てこれを構成する。

第 17 条　事務局長は会長が推薦し、総会で承認を得る。事務局長は理事の資格を有する。
事務局長は、必要に応じて事務局部員若干名を推薦することができる。
第 18 条　副会長、理事長、事務局長は、兼任することができる。
第 19 条　本連盟には、名誉会長、顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。その人材選出については、広く連盟内外より適任者を推薦し得るものとする。
第 20 条　役員の任務は、次の通りとする。
第１項　会長は、本連盟を代表し、連盟を統轄する。
第２項　副会長は、会長補佐及び代行の任を取る。
第３項　理事長は、理事会を組織し事業の遂行にあたる。
第４項　事務局長は、理事としての任務を遂行するとともに、連盟の記録の保持、事務連絡業務、その他連盟の総務、庶務業務を遂行する。
第５項　理事会において互選された会計担当者は、連盟の会計全般を任とする。
第 21 条　役員の任期は、名誉会長、顧問を除き２ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任する役員は理事会の承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
名誉会長、顧問の任期は、その役職の遂行が不能になった場合、または辞任の申し入れがあった場合とする。

第6章　会　　議

第 22 条　総会は本連盟の最高決議機関であって、登録クラブ代表者及び役員をもって構成し、次の事項を附議決定する。
(1) 前年度事業及び会計報告の件
(2) 今年度事業及び予算計画の件
(3) 役員の選任に関する件
(4) 規約の追加、改定に関する件
(5) その他必要なる事項
第 23 条　理事会は、理事長が必要と認めた場合に招集し、理事長が議長となる。理事会の決議は、総会決議に等しいものとして、これを施行する。
第 24 条　本連盟の目的遂行上必要あるときは、理事会の決議により、臨時に総会を招集することができる。
第 25 条　総会、理事会は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、その決定を会長に委ねる。
会議出席不能の者は、委任状をもって議決権を代行させることができ、これを行わない者はその議決に異議の申し立てをすることができない。

第7章　会　　計

第 26 条　本連盟の会計年度は、1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終了するものとする。
第 27 条　本連盟の経費は、登録費（新規加入金を含む）、大会参加費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。
第 28 条　納入した登録費（新規加入金を含む）及び大会参加費は、理由の如何を問わずこれを返却しない。
第 29 条　本連盟の登録費（新規加入金を含む）及び大会参加費の金額は、各年度において理事会の承認を経て会長が定める。

第8章　専 門 部 会

第 30 条　本連盟の事業を遂行するため、必要に応じて、各種の専門部会を設置することができる。専門部会の名称及び

委員の定数は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

第９章　附　　則

第 31 条　本規約改正は、総会の承認を経なければならない。

第 32 条　本規約遂行上、必要な細則は、理事会でこれを定める。

第 33 条　本連盟登録クラブは、連盟主催の各種大会に出場権を得る。

第 34 条　本連盟への登録（新規加入を含む）は部別単位（学童部・少年部）とし、大会参加はチーム単位とする。大会出場チームは、所定の大会参加費を納入しなければならない。

第 35 条　本連盟は、下記の定期大会を実施する。

(1) 全日本大会支部予選（学童部・少年部。なお、学童部では、原則３年生以上を対象とする）

(2) 春季大会（学童部・少年部。なお、学童部では、原則３年生以上を対象とする）

(3) ケンコーボール杯（春季大会学童部の初戦敗退チームによる大会）

(4) 低学年大会（学童部：原則２年生～4 年生を対象とする）

(5) 新人戦大会支部予選（学童部：原則２年生～5 年生を対象とする）
（少年部：中学１･2 年生を対象とする）

(6) 秋季大会（学童部・少年部。なお、学童部では、原則３年生以上を対象とする）

(7) その他理事会にて決議された大会

第 36 条　各大会の組合せ抽選は、出場チームの代表者会議にて行う。組合せ抽選は部別ごとに行う。

第 37 条　各大会は、大会実行委員会（理事会・審判部がこれを兼ねる）によって運営され、「大会運営細則」は、大会実行委員会によって協議決定の上、会長の承認を得る。

第 38 条　第１項　本連盟は、別に定めぬ限り、大会運営細則は「公認野球規則」を適用し、必要がある場合は、各競技場には特別グラウンドルールを設ける。

第２項　本連盟は、競技運営上別則「大会運営に関する要綱」を設ける。

第３項　本連盟の登録選手（役員も含む）は、スポーツ安全保険に加入することを義務付け、万一の事故に備える。なお、事故のある場合でも、連盟はその責を負わない。

第 39 条　本連盟は、大会や練習を問わず、いかなる場合も誹謗中傷、暴力、暴言、体罰を禁止する。

本規約は、令和６年１月２８日より施行する。

日野支部大会運営に関する要綱

（制定：平成６年４月16日）

（最終改正：令和６年１月28日）

日野市少年軟式野球連盟

大会実行委員（理事会･審判部会）

1. 大会実行委員及び派遣審判員は、グラウンドごとに１地区もしくは対戦チーム相互にて行う。
2. 開会･閉会式の会場設営及び片付けの手伝いは、理事長が指名する。
3. 下記大会における優勝･準優勝チームについては、対象となる次の大会の組合せ抽選において、初戦での対戦を避ける目的で、トーナメント表の左右の山に振り分ける。

優勝･準優勝した大会	振り分けの対象となる大会
前年度新人戦大会支部予選	全日本大会支部予選
全日本大会支部予選	春季大会
春季大会	秋季大会

なお、新人戦大会支部予選及び低学年大会には、上記を適用しない。

また、抽選会当日までに優勝･準優勝チームが決定していない場合は、その大会において上記を適用しない。

4. 設営の義務

(1) 設営については、第一試合の両チームにて、1 時間前より行う。派遣審判員も協力すること。

(2) 試合後の整備については、対戦両チームで行うこと。

(3) 片付けは、最終試合の両チームで行うこと。

5. 集合

各チームは、試合開始予定時刻の 30 分前までに集合すること。ただし、当日の天候や試合の進行状況により、試合開始時刻を変更する場合がある。

6. 大会登録選手

(1) 大会登録選手は１チーム 10 名以上とし、大会組合せ抽選会までに登録を済ませなければならない。なお、選手の中から主将を１名指定する。

背番号は、選手は０番（主将 10 番）から 99 番とする。

(2) 監督は 30 番、コーチは 29 番及び 28 番とする。登録は、すべて男女を問わないが、成人者とする。

(3) 合同チームの参加は可能とする。ただし、別途定める「合同チーム編成条件及び大会参加について」の条件を満たしていることとする。

7. メンバー表の提出

(1) メンバー表には、大会登録選手を９名以上 25 名まで、監督１名、コーチ２名、スコアラー１名を記入することができる。なお、監督が不在の場合は、監督を代行するコーチ（29 番または 28 番）を１名指定する。

(2) メンバー表は、大会本部に試合開始予定時間の 30 分前までに、指定用紙で 2 部提出すること。提出されたメンバー表は、大会本部で確認後、対戦チーム及び球審に配布する。なお、試合開始までに集合できない選手がいる場合は、口頭で申告の上、メンバー表に「〇」印をつけて提出すること。

(3) 試合開始前に、ベンチ入りする者はベンチ前に整列してメンバー表との照合を受ける。その際、メンバー表に記載されていない者のベンチ入りを認めない。

8. 使用用具

(1) 試合球は、学童部はＪ号、少年部はＭ号とする。
(2) 学童部は、金属スパイクの使用を禁ずる。
(3) 金属・ハイコン（複合）バットは、「Ｊ.Ｓ.Ｂ.Ｂ」のマークが入ったものを使用すること。

(4) 各チームは、同色のヘルメット 7 個以上、捕手の規定防具（マスク、捕手用ヘルメット、プロテクター、レガース、スロートガード、ファウルカップ）２組を備えること。
(5) 捕手は、連盟公認（Ｊ.Ｓ.Ｂ.Ｂ.）のプロテクター、レガース、ファウルカップおよび、SG マーク付きのマスク（スロートガード付き）、ヘルメットを着用すること。シートノックがある場合も同様とする。
なお、シートノック時の補助員はヘルメットを着用すること。
また、補助員は大人でもよいが、ユニフォーム着用者とする。
(6) 打者、次打者、走者及びベースコーチは、必ず両耳にイヤーフラップのついた連盟公認のヘルメットを着用すること。
(7) 同一チームの監督、コーチ、選手は全員、同色、同形、同意匠のユニフォーム・帽子・アンダーシャツ・ストッキングでなければならない。
(8) バッティンググラブ及びリストバンドは、ともに使用して差し支えない。ただし、投手が守備用手袋及びリストバンドを使用することは認めない。
(9) ベンチ内での電子機器類（携帯電話、パソコン等）及び携帯マイクの使用を禁止するが、電子スコア記録用として１台の使用を認める。
また、メガホンはベンチ内に限り１個の使用を認める。なお、応援席でのメガホンの使用を禁止する。
(10) 上記規定は、（公財）全日本軟式野球連盟規程細則ならびに（公財）東京都軟式野球連盟の規定に変更があった場合にはその規定を準用する。

9. ベースは固定ベースとする。ただし、学童部はベース板を固定しない場合がある。走者の衝撃でベースが移動したときは、野球規則 5.09b (4)【規則説明Ａ・Ｂ】を適用する。

10. ベンチ
(1) 組合せ番号の若い方を１塁側とする。球審立会いのもとに両チームの主将のじゃんけんにより攻守を決定する。
(2) 大会でベンチに入れる人員は、監督１名、コーチ２名、選手 25 名、スコアラー１名とする。なお、監督が不在の場合は、ユニフォームを着用していない成人者を１名補充できるものとする。また、コーチ（29 番または 28 番）に欠員が出た場合は、そのユニフォームを代理の者が着用することを認める。ただし、30 番のユニフォームを代理の者が着用することは認めない。

11. 試合
(1) 少年部の試合は７回戦とし、１時間 45 分、学童部の試合は６回戦とし、１時間 30 分を過ぎて新しいイニングに入らないこととする。
(2) 試合時間は、大会本部または当該担当審判員が管理し、試合開始時刻を両チームに通告する。
(3) 試合時間に達したときは、審判員がそのことを両チームに通告する。
(4) タイブレーク方式
規定の終了回に勝敗がつかない場合はタイブレーク方式を最大２イニング行うこととする。
タイブレーク方式は、継続打順とし、前回の最終打者を１塁走者として、その前の打者を２塁走者とする。すなわち、無死１塁・２塁の状態にして１イニングを行い、勝敗が決まらない場合は、さらにもう１イニングを行うこととする。
その際、打者及び塁上に配置される選手の交代（代打・代走）を認める。投手を含む守備側の選手交代も認める。タイブレーク方式でも勝敗がつかない場合は、９名同時のじゃんけんで勝敗を決定する。
なお、東京都軟式野球連盟が規定するタイブレーク方式に変更があった場合には、その規定を準用する。
(5) 得点差によるコールドゲームは、すべての試合において、３回終了時 15 点差、４回終了時 10 点差、５回以降７点差とする。

(6) 正式試合の成立は４回終了時とするが、４回以前でも規定時間に達したならば、試合は成立する。
規定のコールドゲームに達するまで試合が進行していない場合、すなわちノーゲーム（４回以前）になる回数の時でも特別継続試合として行うことがある。

(7) 日野市少年軟式野球連盟主催大会の全試合で、攻撃側の得点が 20 点に到達した場合にはアウトカウントに関わらず攻守の交替を行う。

(8) 投手の投球制限については、少年部は１日１００球、学童部は１日 70 球（低学年は 60 球）までとし、制限に到達した時点で打席に立つ打者の打撃完了まで投球することができる。なお、投手が交代したあとに他の守備位置につくことができ、その試合において再び投手に戻ることはできる。

(9) 監督に限り、グラウンドに出て指示をすることができる。なお、小走りでスピーディーに選手のもとに行き、帰ること。

(10) 監督が１試合に投手の所に行ける回数は、１試合において３度以内とする。なお、タイブレーク方式となった場合は、２イニングに１度行くことができる。
攻撃側のタイムは１試合に３度以内とする。なお、タイブレーク方式となった場合は、２イニングに１度とする。

(11) 捕手を含む内野手が１試合に投手の所へ行ける回数を３度以内とする。なお、タイブレーク方式となった場合は、２イニングに１度行くことができる。

(12) 学童部低学年大会については、上記（1）～（10）に関わらず、東京都軟式野球連盟が定める「学童部（小学生４年生以下）公式野球大会注意事項」を準用する。

(13) 抗議のできる者は、監督と当該プレイヤーとする。

(14) 学童部は、投手が変化球を投げることを禁止する。変化球を投げた場合のペナルティは、全日本軟式野球連盟が発行する『競技者必携』の「競技に関する連盟特別規則」を適用する。

(15) 打者、次打者、走者は、両側にイヤーフラップのついた連盟公認のヘルメットを着用すること。なお、ベースコーチも同様とする。

(16) 守備が終わり、最後のボール保持者は、必ず投手板にボールを置いてベンチに戻ること。

(17) 投手が投球位置にいる・いないに関係なく、打者は速やかにバッタースボックスに入ること。なお、ベンチからのサイン（シグナル）を確認するときはバッタースボックス内で行うこと。

(18) 次打者は必ず次打者席（ネクスト・バッタースサークル）に入り立って待つこと。その際、バットを構えて打撃姿勢を取ったり、素振りをすることを禁止する。なお、投手である者が次打者になる場合でも、必ず次打者席に入ること。

(19) 試合中のファウルボールの処理は、攻撃側・守備側を問わず、両チームが責任をもって速やかに回収する。
なお、回収したファウルボールについては、各チームで汚れ等を落とした上で、ヘルメットを着用したボールボーイ、または攻撃側の場合は次打者が球審に手渡すことが望ましい。

(20) 試合前の準備練習において、球場内でフリーバッティングを行うことを禁止する。ただし、安全に配慮したボール（黄色い穴あきボールやビニール製のカラーボール等）を使用する場合は、この限りではない。また、球場外での素振り及びキャッチボールは禁止する。

(21) 試合開始及び試合終了時は、９名以上の選手がいなくてはならない。

(22) 投球練習を受ける捕手は。必ずキャッチャーマスクを着用しなければならない。
捕手および捕手以外の選手（野手）がキャッチャーマスク無しで投球練習を受ける場合は立ったままで行うこと。

(23) その他は、すべて責任審判員の判断による。

12. 派遣審判の依頼は、審判部長より事前（原則として、試合日の４日前＝水曜日）に各地区の責任者に連絡する。
各地区の責任者は、年度始めの大会前に、各地区責任者（正・副）の氏名・連絡先等を、連盟審判部長に提出する。

13. 投手の投球数を、その試合の実行委員がカウントする。

14. 髪の長い選手については、プレーの妨げとならないように髪を後ろに束ねるなどする。

15. 監督主将会議で説明または決められた事項は、チーム全員及び関係者に必ず徹底させること。

16. 試合中及び球場への移動中（往復）に発生した事故については、主催者は一切責任を持たない。

17. 指導者による選手への誹謗中傷、暴力、暴言、体罰は、いかなる形も排除し、これを認めない。
18. 上記規定は、全日本軟式野球連盟発行の『競技者必携』ならびに東京都軟式野球連盟の規定に変更があった場合にはその規定を準用する。

合同チーム編成条件及び大会参加について　〔少年部・学童部〕

日野市少年軟式野球連盟

1. 目的

部員不足に伴い単独チームで大会参加に困難が生じていることを配慮し、少人数のチームの活動を活性化させ、また選手たちに多くの大会に出場する楽しみを与えるという趣旨から、複数チームによる「合同チーム」の編成及び大会参加を容認することを目的とする。

ただし、合同チームは初戦のみの参加とする。

2. 合同チーム編成の条件

(1) 合同チームを編成する各チームは、日野市少年軟式野球連盟の加盟チームであること。

(2) 所属チームで日野市少年軟式野球連盟の選手年間登録が行われていること。

(3) 所属チームの登録選手が９名以下であること。

(4) 各チーム代表者が合同チーム編成を合意し、合同チームの代表者と監督（兼任可）を決定し、各地区理事の承認を得ること。

(5) 各チームの指導者が合同チームの指導者として、必ずベンチ入りすること。監督・コーチ（登録者に限る）及びスコアラーの各１名とする。また、監督・コーチ以外はユニフォームを着用しないこと。

(6) 合同チームの編成にあたっては、大会ごとに (2)～(5) の条件を満たしている場合のみ認める。

3. 大会参加に向けて

合同チームで大会に参加しようとするチームの代表者または監督は、大会登録書を監督会議（組合せ抽選会）前に地区理事に提出し承認を得ること。地区理事は、上記「２．合同チームの編成条件」が大会ごとに満たされていることを確認の上、連盟会長・理事長に報告すること。

4. その他

(1) ユニフォームは、従来の所属チームのユニフォームを可とする。開会式に出場する場合も同様する。
なお、チーム名及びプラカードは各チームのセカンドネーム連名とする。その際、所属チームの年間登録選手数の多い順とする。

(2) ベンチ入り選手は15名以下とする。学童部の場合、２年生以上（低学年大会は２年生～４年生の20名以内）とする。

(3) 合同チームと対戦したチームは試合の勝敗に関わらず、次戦に進むこととする。

(3) 合同チーム大会出場選手登録書の備考欄に所属チーム名と所属チーム背番号を記入すること。

(4) この「合同チーム編成条件及び大会参加について」は、2022年２月より適用する。

時間制限の解釈について

日野市少年軟式野球連盟　**審判部**

● 「日野支部大会運営に関する要綱」11．試合（1）に規定する『**少年部の試合は７回戦とし、1 時間 45 分、学童部の試合は６回戦とし、1 時間 30 分を過ぎて新しいイニングに入らないこととする**』の解釈について

【例１：先攻チームがリードしているケース】

	一	二	三	四	五	六
先攻	0	2	0	0	1	
後攻	0	0	0	2		

※先攻チームがリードの五回オモテに 1 時間 30 分が経過した場合

➡五回を最終回（六回）に置き換えて、五回ウラまで試合を行う。

【例２：後攻チームがリードしているケース】

	一	二	三	四	五	六
先攻	0	2	0	0	1	
後攻	0	2	0	2		

① 五回オモテが終了した時点で 1 時間 30 分を経過していた場合

➡後攻チームの勝利で試合終了となる。

② 五回ウラの後攻チームの攻撃中に 1 時間 30 分を経過した場合

➡1 時間 30 分を超えた時点で試合終了となる。

審判員は、その時の打者の打撃完了で終了となる旨を両チームに通告し、この最後の打者の記録まで有効とする。

【最終回宣告】

連盟では、新しいイニングに入る際に、それまでの試合経過と残り時間を考慮して、規定の試合時間を超えそうだと判断した場合には、**「そのイニングを最終回とする旨」**を審判員から通告する場合がある。

なお、試合時間の管理については、大会本部において連盟理事及び控えの審判員が行う。

連盟登録費及び新規加入金について

日野市少年軟式野球連盟

連盟規約第 12 条第 3 項に定める連盟登録費及び新規加入金については、以下のとおりとする。

●連盟登録費：12,000 円

●新規加入金：10,000 円

上部大会参加費負担基準

日野市少年軟式野球連盟

上 部 大 会 名	部　　別	負　担　割　合
全日本東京都大会	少年部	連盟全額負担
	学童部	
東京都少年軟式野球大会	少年部	
東京都学童軟式野球大会	学童部	
東京都女子学童軟式野球大会	学童部	
東京都少年新人軟式野球大会	少年部	
東京都学童新人戦	学童部（５年生以下）	
東京都知事杯マクドナルド・ジュニアチャンピオンシップ	学童部（４年生以下）	
府中学童選抜大会	学童部	
府中女子学童交流大会	学童部	
西東京オープン	学童部	
桜美林学園杯親善野球大会	学童部	
シスタージャビットカップ	学童部	
三多摩女子大会	学童部	
東京都市町村対抗少年野球大会	学童部	半額負担
南多摩・武相地区親善少年野球大会	少年部	
	学童部（高学年）	
ジャビットカップ・チャンピオン大会	学童部	
京王沿線学童軟式野球大会	学童部	
南多摩・武相地区親善低学年大会	学童部（４年生以下）	
さわやか少年野球大会	学童部	
ナガセケンコー杯スプリング親善野球大会	学童部	
赤い羽根少年野球大会	学童部	参加費なし
中央大学杯スポーツ大会	学童部	